



有所權作著

昭和十二年九月十日印刷
昭和十二年九月十五日發行

定價 三圓五十錢

憲法史政憲本日

著者	尾 佐 竹 猛
發行者	東京市神田區錦町三丁目二十番地 服 部 英 俊
印刷者	東京市牛込區南山伏町一番地 野 吾 由 次 郎

發行所

東京市神田區
錦町三丁目二十番地
合資會社

育 生 社

電話神田(26)〇六七一番
振替東京一三〇五七五番

日本政治・經濟研究叢書 刊行に就て

日本の政治、經濟がここ數年間に於て經驗しつゝある如き緊張と逼迫とは恐らく我が國の史上にも多くを見ない處でありませう。「躍進日本」の呼號高き他方、混亂、不安、苦惱と云ふべきものが、色濃く、時代の行路に立ちこめて居る如くであります。

思ふにこれ、善きも悪きも、その多くは資本主義經濟と共に生れ、その發展にかかはる處多いと見るならば、我が日本は、もう一度、思ひを、明治維新の轉換期に致し、更に其後の飛躍的發展の歴史を回顧し、追求して見る事が必要ではありませんまいか。すくなくとも、時代人としての知識や自覺や責任感、片々たるジャナリズム的認識のみからは生れ得ないで、まことに、かかる根底的な學問的分析の上に打ち立てらるべきであります。

併しかかる歴史的、理論的研究は、到底一、二人の力を以て成し得るものではなく、眞摯なる學究的良心を持つ人々の協力綜合が不可欠であり、偏せず黨せず、學才を廣く天下に求むることが必要でありませう。思ふにかかる行き方こそ現在、學問の進歩、一國文化の發展に資し得る最善な一つの途であるかと愚考致します。弊書店、茲に見る處あり、尾佐竹猛、大内兵衛、土屋喬雄、東浦庄治氏等の諸先生に諮り、右の趣意のもとに、ほぼ、幕末—明治維新以降の工業、農業、財政、金融、政治等の史的發展を、研鑽せんとする日本政治・經濟研究叢書刊行を企てた次第であります。

叢書刊行に際し、いささか微意を述べ、執筆諸家並に讀者諸賢の聲援を懇願致す次第で御座います。

昭和十二年五月

育 生 社

一、日本政治・經濟研究叢書の特徴

- (1) 叢書部門を、總論の部、幕末—維新の部、工業の部、農業の部、金融・財政の部、政治の部と大別したが、それは専ら編輯進行上の便宜のためであつて、各部門とも講座的構成は持たない。而して唯だ、各部門に於ける重要問題、主要事項を把へ、近代日本史の謂はば事項別の多角的研究を網羅するを目的とする。但し總論の部のみは、主として方法的的研究を入れる。
- (2) 叢書全體としては、一定の思想體系を持たない。近代日本史研究を前進せしむる研究たる限り、異なる見地、視角を顧慮せず、廣範圍に包含する。
- (3) 卷數不定。菊判二〇〇—五〇〇頁の範圍の豫定。従つて定價は一定せず、自由分賣す。

二、執筆豫定諸家芳名（敬稱略、順序不同）

大内兵衛	近藤康男	中村吉治	我妻東策	東浦庄治
向阪逸郎	土屋喬雄	服部之總	信夫清三郎	關島久雄
石橋幸雄	稻村順三	青鹿四郎	對馬俊治	相原茂
奥谷松治	木下彰	久保田明光	小野道雄	吉岡金市
尾佐竹猛	鈴木安藏	林茂	大糸年夫	渡邊幾治郎
深谷博	山口和雄	住谷悦治	有澤廣巳	笠信太郎
宇野弘藏	堀江邑一	東嘉生	森喜一	金井滿
辻誠	森谷克巳	石濱知行	（以上、昭和十二年五月現在）	

刊既 書叢究研濟經・治政本日

土屋 喬雄編著
日本資本主義史論集

送定ク菊
料便口判三
二圓八拾八
錢入頁

服部之總・信夫清三郎著

日本マニユファクチュア史論

秋田木綿と久留米耕の生産形態

送定ク菊
料便口判二
一圓八拾七
錢入頁

石濱 知行著

特殊金融機關史論

送定ク菊
料便口判四
一圓八拾二
錢入頁

尾佐竹 猛著

日本憲政史論集

送定ク菊
料便口判四
一圓八拾二
錢入頁

向阪 逸郎著

日本資本主義の諸問題

資本主義と農村の社會的分化

最近刊

刊 近

容 内

鈴木 安藏著 (日本政治・經濟研究叢書)
日本憲法史序編

第一章 明治政府の成立と發展
 第一節 明治政府成立後の諸機關・統治方針
 第二節 五條御誓文及び政體書の發生
 第三節 藩閥奉還、廢藩置縣並に官制の統一化
 第四節 官廳における憲法制定の開始
 第五節 立憲主義への過渡
 第二章 立憲主義の過渡
 第一節 明治政府成立直後より立憲主義への過渡
 第二節 渡の諸段階
 第三節 民衆の選權を與ふべきか否かの論争
 第四節 士族の選權を與ふべきか否かの論争
 第五節 愛國公議の召集
 第六節 地方官會議の召集
 第七節 大政翼賛會の召集
 第八節 元老院「日本國憲法」の起草
 第九節 國憲起草勅諭を機とする民間の憲法論争
 第十節 自由民権運動の發展
 第十一章 國會議會請願の展開

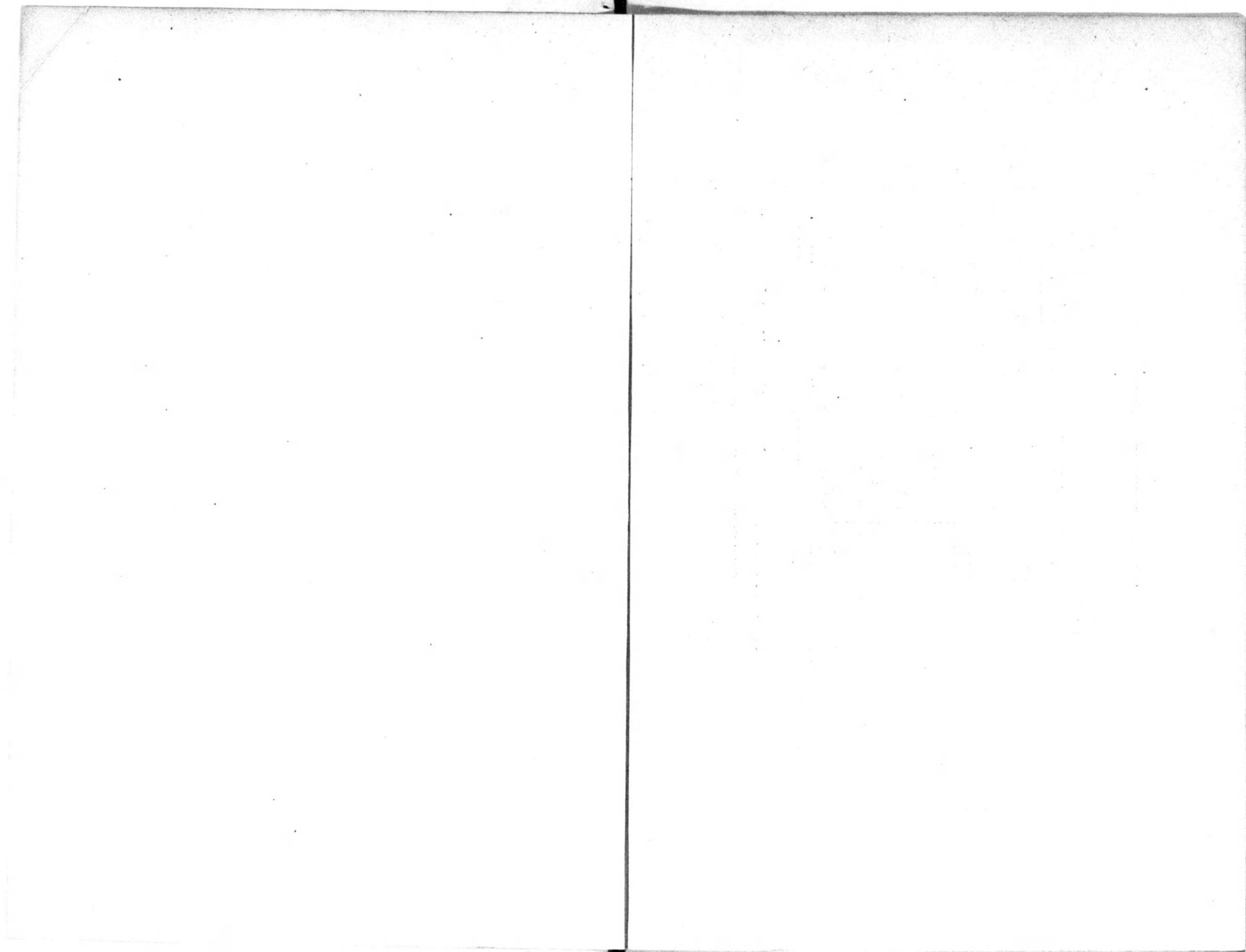
尾佐竹 猛著 (尾佐竹博士隨筆集第一輯)

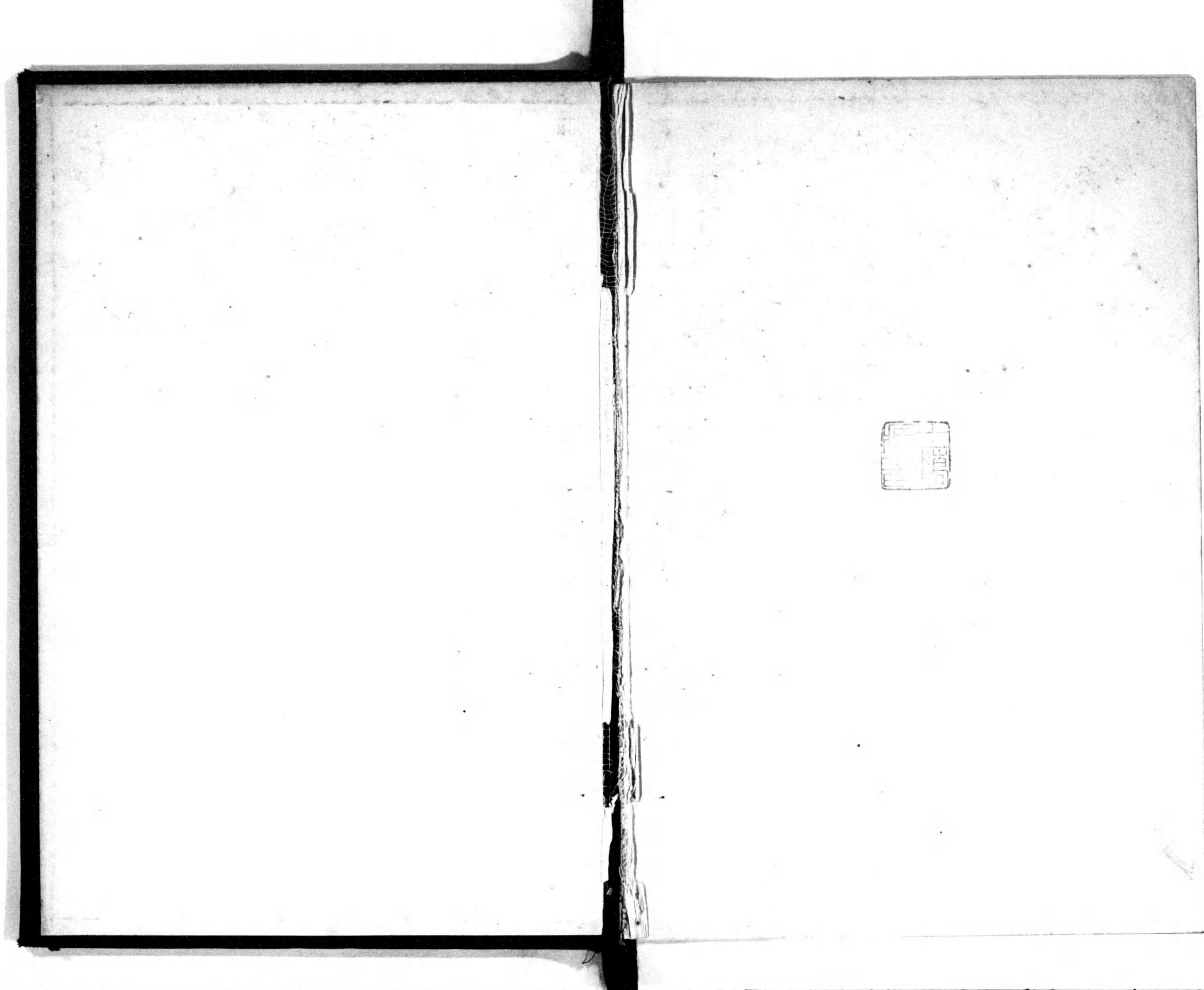
法窓秘聞

(日本裁判史上の秘事逸聞をとらへ、是に該博なる考證を下しつつ、兼て政治の裏面史を曝露し、人生の奇秘を物語る超大衆小説的讀物。)

本書は、著者平生の事業として着手され、ほぼ三卷の豫定なる日本憲法史の序編である。著者從來の研究が根本的に書き改められ、新史料がますます處なく加へられた。

第二章 十三年前後に於ける民間の憲法制定國會開設論
 第三節 國會議會の先きにすべきか
 第四節 取締諸法令の發布
 第五節 十四年召集國會開設勅諭の煥發
 第六節 諸參議の憲法建議
 第七節 大隈の憲法建議
 第八節 岩倉の憲法建議
 第九節 井上と「大綱領」綱領及び「意見」
 第十節 井上と「大綱領」綱領及び「意見」
 第十一章 明治十三年の憲法草案
 第十二章 明治十四年の憲法草案
 第十三章 明治十五年の憲法草案
 第十四章 明治十六年の憲法草案
 第十五章 明治十七年の憲法草案
 第十六章 明治十八年の憲法草案
 第十七章 明治十九年の憲法草案
 第十八章 明治二十年の憲法草案
 第十九章 明治二十一年の憲法草案
 第二十章 明治二十二年の憲法草案
 第二十一章 明治二十三年の憲法草案
 第二十二章 明治二十四年の憲法草案
 第二十三章 明治二十五年の憲法草案
 第二十四章 明治二十六年の憲法草案
 第二十五章 明治二十七年の憲法草案
 第二十六章 明治二十八年の憲法草案
 第二十七章 明治二十九年の憲法草案
 第二十八章 明治三十年の憲法草案
 第二十九章 明治三十一年の憲法草案
 第三十章 明治三十二年の憲法草案
 第三十一章 明治三十三年の憲法草案
 第三十二章 明治三十四年の憲法草案
 第三十三章 明治三十五年の憲法草案
 第三十四章 明治三十六年の憲法草案
 第三十五章 明治三十七年の憲法草案
 第三十六章 明治三十八年の憲法草案
 第三十七章 明治三十九年の憲法草案
 第三十八章 明治四十年の憲法草案
 第三十九章 明治四十一年の憲法草案
 第四十章 明治四十二年の憲法草案
 第四十一章 明治四十三年の憲法草案
 第四十二章 明治四十四年の憲法草案
 第四十三章 明治四十五年の憲法草案
 第四十四章 明治四十六年の憲法草案
 第四十五章 明治四十七年の憲法草案
 第四十六章 明治四十八年の憲法草案
 第四十七章 明治四十九年の憲法草案
 第四十八章 明治五十年の憲法草案
 第四十九章 明治五十一年の憲法草案
 第五十章 明治五十二年の憲法草案
 第五十一章 明治五十三年の憲法草案
 第五十二章 明治五十四年の憲法草案
 第五十三章 明治五十五年の憲法草案
 第五十四章 明治五十六年の憲法草案
 第五十五章 明治五十七年の憲法草案
 第五十六章 明治五十八年の憲法草案
 第五十七章 明治五十九年の憲法草案
 第五十八章 明治六十年の憲法草案
 第五十九章 明治六十一年の憲法草案
 第六十章 明治六十二年の憲法草案
 第六十一章 明治六十三年の憲法草案
 第六十二章 明治六十四年の憲法草案
 第六十三章 明治六十五年の憲法草案
 第六十四章 明治六十六年の憲法草案
 第六十五章 明治六十七年の憲法草案
 第六十六章 明治六十八年の憲法草案
 第六十七章 明治六十九年の憲法草案
 第六十八章 明治七十年の憲法草案
 第六十九章 明治七十一年の憲法草案
 第七十章 明治七十二年の憲法草案
 第七十一章 明治七十三年の憲法草案
 第七十二章 明治七十四年の憲法草案
 第七十三章 明治七十五年の憲法草案
 第七十四章 明治七十六年の憲法草案
 第七十五章 明治七十七年の憲法草案
 第七十六章 明治七十八年の憲法草案
 第七十七章 明治七十九年の憲法草案
 第七十八章 明治八十年の憲法草案
 第七十九章 明治八十一年の憲法草案
 第八十章 明治八十二年の憲法草案
 第八十一章 明治八十三年の憲法草案
 第八十二章 明治八十四年の憲法草案
 第八十三章 明治八十五年の憲法草案
 第八十四章 明治八十六年の憲法草案
 第八十五章 明治八十七年の憲法草案
 第八十六章 明治八十八年の憲法草案
 第八十七章 明治八十九年の憲法草案
 第八十八章 明治九十年の憲法草案
 第八十九章 明治九十一年の憲法草案
 第九十章 明治九十二年の憲法草案
 第九十一章 明治九十三年の憲法草案
 第九十二章 明治九十四年の憲法草案
 第九十三章 明治九十五年の憲法草案
 第九十四章 明治九十六年の憲法草案
 第九十五章 明治九十七年の憲法草案
 第九十六章 明治九十八年の憲法草案
 第九十七章 明治九十九年の憲法草案
 第九十八章 明治百零年の憲法草案
 第九十九章 明治百零一年の憲法草案
 第一百章 明治百零二年の憲法草案





終